

2020年4月27日
東日本旅客鉄道株式会社

株主優待割引券および株主優待割引券代用証の有効期間延長に関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑みまして、2019年5月に発行しました株主優待割引券および株主優待割引券代用証の有効期間について、以下のとおり1年間延長することといたしましたので、お知らせいたします。

1 対象となる割引券

- (1) 有効期間が「2019年6月1日から2020年5月31日まで」と記載されている株主優待割引券
- (2) 運行不能等の事由により、上記株主優待割引券を利用した乗車券類の払いもどしを行った際に発行した、有効期間が「2020年5月31日まで」と記載されている株主優待割引券代用証

2 有効期間の延長

変更前：2020年5月31日まで

変更後：2021年5月31日まで